

事業種別のバリアフリー方針（移動等円滑化の促進に関する事項・移動等円滑化に関する事項）

1. 事業種別のバリアフリー方針

バリアフリー法では、移動等円滑化促進地区に「移動等円滑化の促進に関する事項」を、重点整備地区に「移動等円滑化に関する事項」を定めるとされています。

本基本計画では、重点整備地区を含む移動等円滑化促進地区のバリアフリー化の推進に向けて、「移動等円滑化の促進に関する事項」と「移動等円滑化に関する事項」を統合し、公共交通、道路、交通安全（信号機等）、建築物（駐車場を含む）、公園の5つの項目について、バリアフリー化に関する基準等や、多様な利用者が安全に移動・利用しやすい施設整備につなげるための配慮事項を「事業種別のバリアフリー方針」として示します。

事業種別のバリアフリー方針は、施設設置管理者等に周知・理解・協力を求め、各事業推進の中で同方針に基づいた取組を実施していただけるよう、相互理解を図りながら推進していきます。

また、重点整備地区内の施設設置管理者等には、事業種別のバリアフリー方針に基づき、特定事業等の位置付けを依頼していきます。

施設整備にあたっては、構造上の制限や財源等、様々な課題がありますが、可能な限り、これらの事業種別のバリアフリー方針に基づいた整備を推進していきます。

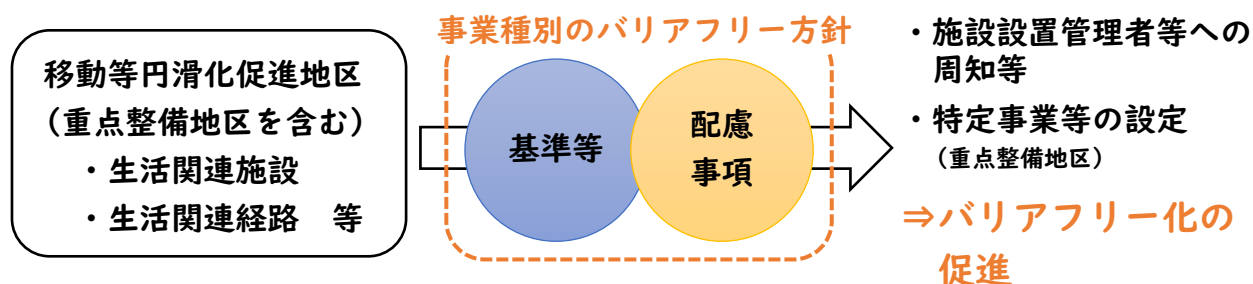


図 移動等円滑化促進地区（重点整備地区を含む）におけるバリアフリー化の進め方

1-1. バリアフリー化に関する基準等

移動等円滑化促進地区のバリアフリー整備に当たっては、バリアフリー法に基づき国が定める移動等円滑化基準や関連するガイドライン、東京都や本市の定める条例等（以下これらを「基準等」といいます。）に適合するよう整備を推進することが基本になります。

表 バリアフリー化に関する基準等

種別	項目	名称	所管等/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和4年3月改正
	道 路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和3年3月改正
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	公 園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成24年3月改正
	建 築 物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 令和4年3月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 令和4年10月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 令和5年7月
ガイドライン等	駐 車 場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 令和6年3月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 令和6年3月改訂
		公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔役務編〕	国土交通省 令和6年3月改訂
		駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン	国土交通省 令和4年7月
	道 路	道路の移動等円滑化に関するガイドライン	国土交通省 令和6年1月改定
	公 園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 令和4年3月改訂
	建 築 物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 令和3年3月改訂
	駐車場	車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン	国土交通省 令和5年3月
	教育啓発	教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン	国道交通省 令和4年6月
条例等	公共交通・道路・公園・建築物等	東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル	東京都 令和5年10月改訂
		府中市福祉のまちづくり条例	府中市 平成21年10月
	道 路	都道における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 令和3年10月
	公 園	東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
	道路・公園	府中市移動等円滑化のために必要な道路の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	府中市 平成25年3月
	建 築 物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）	東京都 令和3年3月改正
	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	東京都 令和3年10月
	駐 車 場	東京都駐車場条例	東京都 令和4年3月改正
		障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン	東京都 平成25年8月

1-2. バリアフリー化に関する配慮事項

多様な利用者が安全に移動・利用しやすい施設整備に向けては、アンケート調査やまち歩きワークショップ等での市民意見を踏まえた取組が求められます。

本基本計画では、今後、バリアフリー化を促進していく対象として、公共交通、道路、交通安全、建築物（駐車場を含む）、公園の5つの項目について、1-1で示した基準等や収集した市民意見を踏まえ、「バリアフリー化に関する配慮事項」を整理しました。

生活関連施設及び生活関連経路における施設設置管理者等には、新築・改築等に合わせた基準等への適合に加え、市内の更なるバリアフリー化に向けて、この配慮事項に基づく取組を推進していきます。

表 事業種別の配慮事項該当ページ

項目		ページ
(1) 公共交通	①旅客施設	4・5
	②路線バス・コミュニティバス	6
	③タクシー	6
(2) 道路	①歩道のある道路	8
	②歩道のない道路	9
(3) 交通安全（信号機等）		11
(4) 建築物（駐車場を含む）		12・13
(5) 公園		15・16

(1) 公共交通

①旅客施設

表 旅客施設の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
券売機・改札口	車椅子使用者が利用しやすい券売機を設置する(蹴込みの設置、見やすく手が届くタッチパネル等)。
	車椅子やベビーカーが通行できる拡幅改札を設置する。
	視覚障害者が利用しやすいよう、券売機にインターホンや点字を設置する。
通路	視覚障害者誘導用ブロックは連続的に、かつ可能な限り最短経路で設置する(JIS規格、床面との輝度比を確保、滑りにくい材質等にも配慮する。)
エレベーター	利用実態や目的に合わせ、車椅子使用者等が利用しやすいよう十分な大きさ、基数を確保する。
	視覚障害者が押しやすいボタン等に配慮する(文字等の浮彫、音声案内等)。
	聴覚障害者の緊急時の対応等のため、戸にはガラス等による窓等を設けることにより、内と外が見えるようにする。
	出入口同方向型(一方向型)のエレベーターには、車椅子使用者が出入口の状況(特に足元)を容易に確認できる鏡を設置する。
	左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮し、車椅子用操作盤は両側に設置する。
階段	手すりを設置する(両側、2段手すり)。
	段鼻を強調し、識別しやすいようにする。色覚異常の人も識別できるよう、カラーユニバーサルデザインに配慮する。
ホーム	ホームドアや可動式ホーム柵を設置する。
	可能な限りホームと車両の段差や隙間を縮小する。
	待合室を設置する場合は、車椅子でも利用できるドア幅や自動ドアの設置、待機できるスペースを確保する。
トイレ	利用者に配慮した車椅子使用者用トイレを設置する。
	・大型車椅子の使用や介助者の同伴を想定した十分な広さの確保
	・動線の支障となる障害物の撤去
	・排泄や着替えの介助が可能な大型ベッドの設置
	・誰もが分かりやすく、かつ利用しやすいボタンの設置(開閉・洗浄ボタンの設置及び位置の統一、点字の設置等)
	・袖壁を設けることや、開閉ボタンの周りに設備を配置しないなど、車椅子使用者が出入りしやすいように配慮
	・車椅子使用者でも姿が確認できるよう、低い位置の鏡や姿身を設置
	・目隠し用のカーテンの設置
	・開閉状況が分かる表示
	・車椅子でも荷物をかけることができる高さのフックや荷物台の設置
	一般トイレにおける、ベビーカー利用者や車椅子使用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備の整備を促進する。

項目	共通の配慮事項
	トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、弱視者にも認識しやすいよう配慮する。 車椅子使用者用トイレの利用集中を防ぐため、ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、分かりやすい案内を表示する。 性的少数者（LGBTQ等）への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備を促進する。
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する。 ・大きく分かりやすい表示 ・カラーユニバーサルデザインに配慮した配色 ・案内表記や音声案内の多言語化 ・知的障害者等にも認識しやすいデザイン（デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムを活用等） トイレやエレベーター等を視覚障害者が利用しやすいよう、音声・音響案内を充実する。その際、音情報が過多にならない、干渉しないように配慮する。 音声案内では「こちら側」などの指示語を用いず、具体的でわかりやすい説明となるように配慮する。 エスカレーター及び階段の上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者の連続的な移動に警告を発するための点状ブロックを設置する。 トイレやエレベーター等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する（文字情報や光による情報の伝達等）。 （触知案内図を設置する場合） 音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が設置位置を把握できるように配慮する。 筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、職員の教育を実施する。 エレベーターや車椅子使用者用トイレの優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する（分かりやすい場所への案内掲示等）。
役務の提供 （維持管理・ 人的対応）	トイレや案内設備等の適切な維持管理を行う。 手話のできる係員やサービス介助士、認知症サポーター等の資格を持った係員を案内所等に配置する。 職員による案内やサポートなどの対応を充実する。

②路線バス・コミュニティバス

表 路線バス・コミュニティバスの共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
車両	ノンステップバスへの代替を促進する。
バス乗降場・ 停留所	乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
	バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にする（道路管理者と連携）。
	安全な待合スペースを確保し、ベンチや上屋の設置を促進する。
	ベンチや看板等が視覚障害者誘導用ブロックと干渉しないように配慮する。
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。
	バス停やバス車内における案内を充実する（分かりやすい乗場案内・路線図・乗継案内、ノンステップバスの運行表示、案内表記や音声案内の多言語化等）。
	バス接近表示システムの導入（音声案内・電光表示）を促進する。
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施する。
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。
役務の提供 （人的対応）	バス停への正着を徹底する。
	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実する。

③タクシー

表 タクシーの共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
車両	車椅子利用者等も利用できる福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む。）の導入を促進する。
乗降場	平坦部の確保や連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置、上屋の設置など、多様な利用者が利用しやすい乗降場を整備する（道路管理者と連携）。
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施する。
役務の提供 （人的対応）	歩道等への正着を徹底する。
	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実する。

<参考> ◎望ましい整備例 △課題のある整備例



◎可動式ホーム柵が設置されている。



◎券売機付近にインターホンが設置されている。



◎エレベーターの操作盤に浮彫文字や行先が分かりやすく表示されている。



◎トイレ出入口に触知案内図や音声案内を設置している。



◎バス乗降場付近に分かりやすい案内設備が設置されている。



◎タクシー乗り場は平坦部が確保され、連続した視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。

(2) 道路

①歩道のある道路

表 歩道のある道路の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
歩道等	2m以上の幅員を確保し、平坦で、がたつきのない滑りにくい舗装とする。
	交差点では車椅子使用者等が滞留できる平坦な部分を設け、歩行者が安全に信号待ちできる空間をできるだけ広く確保する。
	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ、かつ、車椅子使用者が円滑に通行できるように、歩車道境界の段差に配慮する。
	電柱や街灯、街路樹等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮する。
	バス停を設置する場合は、バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にする。
	交差点部やバス停等を中心に、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
	・連続的に設置する場合は、なるべく直線となるように配置し、蛇行や屈折を最低限とするように配慮
	・視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は、柵やボラード等の障害物を設けないように配慮
	・JIS 規格で舗装面との輝度比を確保した滑りにくいものを使用
	・沿道施設の施設管理者と連携し、道路から建築物の入口や案内施設までの連続性に配慮
	・管理者が異なる道路の境界部等で、不自然に視覚障害者誘導用ブロックが断絶しないように配慮
	踏切手前部に視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、踏切内に表面に凹凸のある誘導表示等を設置する。
	十分な幅員が確保できない歩道は、沿道敷地内での通行スペースを確保するなど、沿道敷地と連携した快適な歩行空間の形成を促進する。
	歩行者動線上に水路蓋などを設置しない。やむを得ず設置する場合は、車椅子の車輪や白杖が入り込まないよう、穴や溝の小さいものを採用する。
休憩施設	ベンチ等の休憩施設を設置する。
案内・情報 バリアフリー	旅客施設や周辺施設等の情報について、多様な利用者に配慮した案内板や案内サインの整備を促進する。
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行う。
普及・啓発	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する(交通管理者と連携)。

②歩道のない道路

表 歩道のない道路の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
歩道等	歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境の整備を促進する（歩道の設置等）。
	経路の実情にあった交通安全対策を実施する（路側帯の拡幅・平坦化、ガードレールの設置、カラー舗装化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示等）（交通管理者と連携）。
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮する。
	バス停を設置する場合は、安全な待合スペースを確保する。
	歩行者動線上に水路蓋などを設置しない。やむを得ず設置する場合は、車椅子の車輪や白杖が入り込まないよう、穴や溝の小さいものを採用する。
案内・情報 バリアフリー	旅客施設や周辺施設等の情報について、多様な利用者に配慮した案内板や案内サインの整備を促進する。
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行う。
普及・啓発	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する（交通管理者と連携）。

<参考> ◎望ましい整備例 △課題のある整備例



◎バス停留所に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されており、視覚障害者が停留所を認識できる。



◎沿道敷地を活用して、交差点における滞留スペースを確保している。



△視覚障害者誘導用ブロックの直近に電柱があり、通行の妨げになっている。



◎視覚障害者誘導用ブロックに黒色の側帯を設けることで、より輝度比を確保している。

(3) 交通安全（信号機等）

表 交通安全（信号機等）の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
信号機等	音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応型信号機の設置を促進する。
	多様な利用者が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する（歩行者用青信号の延長等）。
	標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。
横断歩道	歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンの設置を促進する。
安全対策	歩道のない道路では、路側帯の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する（道路管理者と連携）。
普及・啓発	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する（道路管理者と連携）。

<参考> ◎望ましい整備例 △課題のある整備例



◎音響式信号機が設置されており、視覚障害者の円滑な移動に寄与している。



◎エスコートゾーンが敷設されており、視覚障害者が安心して横断できる。

(4) 建築物（駐車場を含む）

表 建築物（駐車場を含む）の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
出入口・敷地内通路	道路と建物の連続性に配慮する（段差や勾配の解消等）。
	車椅子使用者等が利用しやすい出入口を確保する（安全で使いやすい戸、出入口幅85cm以上等）。
通路（廊下）	主要な通路における段差を解消する。
	主要な通路における有効幅員（140cm以上）を確保する（商品や荷物への配慮等）。
	主要な通路は十分な明るさを確保する。
エレベーター	利用実態や目的に合わせ、車椅子使用者等が利用しやすいよう十分な大きさ、基数を確保する。
	視覚障害者が押しやすいボタン等に配慮する（文字等の浮彫、音声案内等）。
	聴覚障害者の緊急時の対応等のため、戸にはガラス等による窓等を設けることにより、内と外が見えるようにする。
	出入口同方向型（一方向型）のエレベーターには、車椅子使用者が出入口の状況（特に足元）を容易に確認できる鏡を設置する。
	左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮し、車椅子用操作盤は両側に設置する。
階段	手すりを設置する（両側、2段手すり）。
	段鼻を強調し、識別しやすいようにする。色覚異常の人でも識別できるよう、カラーユニバーサルデザインに配慮する。
トイレ	利用者に配慮した車椅子使用者用トイレを設置する。
	・大型車椅子の使用や介助者の同伴を想定した十分な広さの確保
	・動線の支障となる障害物の撤去
	・排泄や着替えの介助が可能な大型ベッドの設置
	・誰もが分かりやすく、かつ利用しやすいボタンの設置（開閉・洗浄ボタンの設置及び位置の統一、点字の設置等）
	・袖壁を設けることや、開閉ボタンの周りに設備を配置しないなど、車椅子使用者が出入りしやすいように配慮
	・車椅子使用者でも姿が確認できるよう、低い位置の鏡や姿身を設置
	・目隠し用のカーテンの設置
	・開閉状況が分かる表示
	・車椅子でも荷物をかけることができる高さのフックや荷物台の設置
	一般トイレにおける、ベビーカー利用者や車椅子使用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備の整備を促進する。
	トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、弱視者にも認識しやすいよう配慮する。
	車椅子使用者用トイレの利用集中を防ぐため、ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、分かりやすい案内を表示する。
	性的少数者（LGBTQ等）への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備を促進する。
駐車場	利用者に配慮した駐車場を確保する（車椅子使用者用駐車施設の配置、乗降

項目	共通の配慮事項
	スペース、分かりやすい表示、屋根等)。
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の設置及び整理・整頓を行う。
その他設備	休憩スペースや授乳室を確保する。
	授乳室を設ける場合は、男性の哺乳びんによる授乳時にも利用できるよう配慮されたものとし、調乳のための給湯設備や哺乳びんの洗浄のための設備を設ける。
	(案内所等を設置する場合)
	・出入口から分かりやすい位置への設置に努める
	・道路から案内所等までの経路における視覚障害者誘導用ブロックや音声案内、点字、インターホンなど視覚障害者を誘導する設備の設置
案内・情報 バリアフリー	・車椅子使用者が利用しやすい高さ、蹴込みが確保されたカウンターの設置
	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する。
	・大きくて分かりやすい表示
	・カラーユニバーサルデザインに配慮した配色
	・案内表記等の多言語化
	・知的障害者等にも認識しやすいデザイン(デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムを活用等)
	(敷地内に視覚障害者誘導用ブロックを設置する場合)
	・JIS 規格で床面との輝度比を確保した滑りにくいものを使用
	・前面道路に視覚障害者用誘導用ブロックが敷設されている場合は、それと連続するように配慮
	・エスカレーター及び階段の上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者の連続的な移動に警告を発するための点状ブロックの設置
	トイレやエレベーター等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する(文字情報や光による情報の伝達 等)。
	(触知案内図を設置する場合)
教育啓発・ 心のバリアフリー	音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が設置位置を把握できるように配慮する。
	音声案内では「こちら側」などの指示語を用いず、具体的でわかりやすい説明となるように配慮する。
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。
人的対応・接遇	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。
	エレベーターや車椅子使用者用トイレ、車椅子使用者用駐車施設の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示等)。
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置する。
	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。

<参考> ◎望ましい整備例 △課題のある整備例



◎視覚障害者が出入口の位置を認識できる音声案内（シグナルエイドに対応）が設置されている。



◎出入口から案内所までの連続した視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている。



◎道路と沿道施設の視覚障害者誘導用ブロックが連続している。



△戸に内と外が見えるガラス等が設けられていない。



◎車椅子利用者用トイレに大型ベッドが設置されている。



◎筆談具等が設置されていることを示す「耳マーク」が表示されている。

(5) 公園

表 公園の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
出入口	車椅子使用者等が通るのに十分な出入口幅を確保し、通行の支障となる段差や勾配を設けない。
	歩道から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロック（JIS 規格で舗装との輝度比を確保した滑りにくいものを使用）を設置する。
園路	車椅子使用者等が通るのに十分な通路幅を確保し、通行の支障となる段差や勾配を設けない。
	主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい舗装とする。
	歩行者動線上に水路蓋などを設置しない。やむを得ず設置する場合は、車椅子の車輪や白杖が入り込まないよう、穴や溝の小さいものを採用する。
トイレ	利用者に配慮した車椅子使用者用トイレを設置する。
	・大型車椅子の使用や介助者の同伴を想定した十分な広さの確保
	・動線の支障となる障害物の撤去
	・排泄や着替えの介助が可能な大型ベッドの設置
	・誰もが分かりやすく、かつ利用しやすいボタンの設置（開閉・洗浄ボタンの設置及び位置の統一、点字の設置等）
	・袖壁を設けることや、開閉ボタンの周りに設備を配置しないなど、車椅子使用者が出入りしやすいように配慮
	・車椅子使用者でも姿が確認できるよう、低い位置の鏡や姿身を設置
	・目隠し用のカーテンの設置
	・開閉状況が分かる表示
	・車椅子でも荷物をかけることができる高さのフックや荷物台の設置
	一般トイレにおける、ベビーカー利用者や車椅子使用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備の整備を促進する。
	トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、弱視者にも認識しやすいよう配慮する。
遊具	車椅子使用者用トイレの利用集中を防ぐため、ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、分かりやすい案内を表示する。
	性的少数者（LGBTQ等）への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備を促進する。
遊具	インクルーシブ遊具の設置を促進する。
	子どもが安全・安心に利用できるように配慮する。
駐車場	利用者に配慮した駐車場を確保する（車椅子使用者用駐車施設の配置、乗降スペース、分かりやすい表示、屋根等）。
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の設置及び整理・整頓を行う。
休憩施設	日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設を設置する。
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置する。
	・大きくて分かりやすい表示
	・カラーユニバーサルデザインに配慮した配色

項目	共通の配慮事項
	・案内表記等の多言語化 ・知的障害者等にも認識しやすいデザイン（デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムを活用等）
	トイレ等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する（文字情報や光による情報の伝達等）。
	（触知案内図を設置する場合） 音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が設置位置を把握できるように配慮する。
	音声案内では「こちら側」などの指示語を用いず、具体的でわかりやすい説明となるように配慮する。
維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行う。
教育啓発・心のバリアフリー	車椅子使用者用トイレの優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する（分かりやすい場所への案内掲示等）。

<参考> ◎望ましい整備例 △課題のある整備例



◎車椅子使用者用トイレが設置されている。



◎子どもが安全・安心に遊べるように、地面に柔らかい舗装材を使用している。



◎触知案内図が設置されている。



△視覚障害者が使用する白杖が入り込んでしまう水路蓋が使用されている。